

## 内航海運業の事業報告について

内航海運業の登録事業者は、内航海運業報告規則により、以下の書類を定期的に提出することが定められています。

提出期限内に関東運輸局又は管轄の運輸支局・海事事務所へ提出して下さい。

### <報告書の種類>

- ① 事業概況報告書(報告規則第1号様式)
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書
- ④ 内航海運業損益明細表(報告規則第2号様式)
- ⑤ 固定資産明細表(報告規則第3号様式)

### <報告書の提出時期>

- ① …… 毎事業年度の経過後100日以内。
- ②～⑤ …… 毎決算期の経過後100日以内。

### <報告書の提出部数>

1通

### <内航海運業損益明細表、固定資産明細表の記載要領>

それぞれの科目に記載する内容は以下のとおりです。

内航海運業損益明細表  
(報告規則第2号様式)

科		目	金 額
営業収益	内航海運業収益	運賃(運送契約に係る運賃)	内航運送をする事業に係る運送契約に基づき収受する運賃収入(運航受託船に係る運賃収入を除く。)
		運賃(運送委託契約に係る運賃)	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が運航委託契約に基づき内航海運業の用に供する船舶(以下、「内航貨物船」という。)の運航を内航運送をする事業を営む者へ委託した場合に収受する運賃収入
		貸 船 料	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が定期傭船契約又は裸傭船契約に基づき内航貨物船を内航海運業を営む者へ貸渡した場合に収受する傭船料収入
		運 航 受 託 手 数 料	内航運送をする事業を営む者が、運航受託契約に基づき内航運送の用に供される船舶の運航を受託した場合に、内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者から収受する運航受託手数料
		船 舶 管 理 業 収 益	内航運送の用に供される船舶を管理する事業を営む者が、定期傭船契約又は船舶管理契約に基づき、管理する船舶を他の内航海運業者に引き渡した場合に収受する傭船料収入又は船舶管理収入
		その他の内航海運業収益	上記以外の内航海運業に係る収益
		計	運賃(運送契約に係る運賃)、運賃(運航委託契約に係る運賃)、貸船料、運航受託手数料、その他内航海運業収益の合計
	その他の海運業収益	内航海運業以外の海運業に係る収益	
	その他の事業収益		

		営業収益合計	内航海運業収益、その他の海運業収益、その他の事業収益の合計	
営業損益	内航海運業費用	貨物費	内航運送の用に供される船舶のダンネージ費用、船内清掃料、貨物幹旋手数料、船内及び沿岸荷役費、解賃、検査料など貨物の輸送に伴って発生する費用	
		燃料費	内航運送の用に供される船舶の燃料及び助燃剤に係る費用(積込費用、容器代その他の附帯費用を含む。)	
		港費	内航運送の用に供される船舶の入出港・停泊に伴って生ずる費用で水先料、曳船料、通船料、海運代理店手数料、岸壁使用料、入港料など船舶の出入停泊のため港を利用することにより発生する費用	
		その他の運航費	上記以外の運航費	
			計	貨物費、燃料費、港費等の貨物の輸送に伴って発生する費用の合計
	船費	船員費	内航貨物船の船員に対する給料、諸手当、食料費、福利厚生費、旅費、交通費、船員保険料、退職金、退職給付引当金及び賞与引当金繰入額	
		船舶減価償却費	商法第34条第2号に従って内航運送の用に供される船舶について行った「相当の償却」	
		その他の船費	上記以外の船費	
			計	船員費、船舶減価償却費等の内航船舶の所有及び維持管理に伴って発生する費用の合計
			借船料	内航海運業を営む者が定期傭船契約又は裸傭船契約に基づき内航運送の用に供される船舶を当該船舶の貸渡しをする事業を営む者から借り受けた場合に支払う傭船料
			運航委託手数料	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が運航委託契約に基づき、当該船舶の運航を委託した場合に内航運送をする事業を営む者に支払う運航委託手数料
			船舶管理業費用	内航海運業を営む者や内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が船舶管理契約に基づき、当該船舶の管理をする事業を営む者に支払う船舶管理業費用
			その他の内航海運業費用	上記以外の内航海運業に係る費用
			計	運航費、船費、借船料、運航委託手数料、その他内航海運業費用の合計
		その他の海運業費用	内航海運業以外の海運業に係る費用	
		その他の事業費用	海運業以外の貨物運送取扱事業、ビル賃貸業、倉庫業などの兼業事業に係る費用	
		一般管理費	一般管理業務に関して発生する費用、役員報酬、陸上従業員に対する給与などの費用	
		営業費用合計		
		営業損益	営業収益から営業費用を引いた数字	
営業外利益	営業外収益		預金の利息、株式の配当、営業活動以外で生じた雑収入、有価証券売却益などの収益	
	営業外費用		借入金の利息、手形の割引料、営業活動以外で生じた雑損失、有価証券売却損などの損失	
経常		損益	営業損益、営業外損益の合計	
特別	特別利益	船舶売却益	船舶を売却した場合、減価償却後の帳簿価格と売却価格との差益	
		その他の特別利益	船舶売却益以外の臨時利益	
		計	船舶売却益等の臨時利益	

損益	特別	船舶売却損	船舶を売却した場合、減価償却後の帳簿価格と売却価格との差損
	損失	その他の特別損失	船舶売却損以外の臨時損失
		計	船舶売却損等の臨時損失
税引前当期純利益(税引前当期純損失)			経常損益から特別損益を引いた数字
法人税等			法人税、住民税及び事業税の合計
法人税等調整額			税効果会計を適用する法人のみ記入
当期純利益(当期純損失)			税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税等を引き、法人税等調整額を足した数字
前期繰越利益金(前期繰越損失)			前期繰越損益
損益合計			当期純利益(当期純損失)と前期繰越利益金(前期繰越損失金)の合計
剰余金処分			利益準備金、配当金、役員賞与金、任意積立金等の合計
欠損金処理			任意積立金取りくずし額等の合計
当期未処分利益(当期未処分損失)			損益合計から剰余金処分を引いて欠損金処理を加えた数字

当期船舶の減価償却不足がある場合の当該不足額

(単位:千円)

償却不足額	当期において税法上損金算入が認められる船舶の減価償却限度額に当期の船舶の減価償却額が満たない場合、その不足額
-------	--

固定資産明細表  
(報告規則第3号様式)

資産の種類		金額
固定資産	固定資産	有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等の資産
	(うち船舶)	船舶の残存簿価